

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(神奈川県担当部会)  
平成 28 年 10 月 19 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600211号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第1600023号

## 第1 結論

請求期間のうち、昭和62年1月から平成2年12月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年4月から平成4年3月まで

私は、昭和58年4月から平成4年3月までの国民年金保険料(昭和62年5月の結婚後は、妻の分も併せた額)をA駅やB駅周辺の銀行又はC郵便局の窓口で納付していたにもかかわらず、国民年金の記録では、請求期間が未納となっていることに納付ができない。昭和62年分から平成2年分までの確定申告書(控)を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間のうち、昭和62年1月から平成2年12月までの期間について、請求者から提出された昭和62年分、昭和63年分、平成元年分及び平成2年分の「所得税の確定申告書(控)」の社会保険料控除欄に記載された国民年金の保険料額は、それぞれ18万1,200円、18万3,000円、19万200円及び19万9,200円となっており、当該保険料額は、昭和62年、昭和63年、平成元年及び平成2年の年間の夫婦二人分の保険料とおおむね一致している上、当該確定申告書(控)には、税務署の收受印もあることから、請求期間当時に作成されたものと認められる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間のうち、昭和62年1月から平成2年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

2 一方、請求期間のうち、昭和58年4月から昭和61年12月までの期間及び平成3年1月から平成4年3月までの期間については、請求者は当該期間の国民年金保険料の納付時期及び納付場所等についての記憶が不明確であり、保険料の納付状況が不明である。

また、請求者が上記の期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事

情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間のうち、昭和 58 年 4 月から昭和 61 年 12 月までの期間及び平成 3 年 1 月から平成 4 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1600226号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1600095号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成10年9月30日から同年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

平成10年9月30日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年9月30日から同年10月1日まで

私は、平成10年10月1日から平成11年9月30日までの期間、語学留学をするため、A社に休職を申し出たところ、承認された。休職の辞令は平成10年10月1日付けで発令され、同日から休職したが、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年9月30日となっている。

年金額に反映しなくても、平成10年10月1日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出されたA社と請求者において交わされた「休職についての確認書」及び請求者に係る雇用保険の被保険者記録により、請求者が請求期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求期間の標準報酬月額の基礎となる月の報酬月額は、標準報酬月額38万円に相当する金額であることが確認できる。

一方、前述の賃金台帳から、請求者は請求期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

以上のことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、平成10年10月1日であると認められ、請求期間の標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600207号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600096号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成15年12月29日は1万9,000円、平成16年7月30日は25万円及び同年12月29日は23万円に訂正することが必要である。

平成15年12月29日、平成16年7月30日及び同年12月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月29日、平成16年7月30日及び同年12月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和52年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月29日  
② 平成16年7月30日  
③ 平成16年12月29日

A社から請求期間に賞与が支給されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では当該賞与の記録が無い。調査の上、請求期間の標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が提出した預金通帳(写)、複数の元従業員の預金通帳(写)及び複数の元従業員の賞与に係る明細書(写)から、請求者は、請求期間①から③までにおいて、賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、請求期間①から③までの標準賞与額については、請求者が提出した預金通帳(写)及び元従業員の賞与に係る明細書(写)から推認される賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は1万9,000円、請求期間②は25万円、請求期間③は23万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から③までに係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを

得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600204号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600097号

## 第1 結論

請求期間のうち、昭和58年8月1日から昭和62年11月1日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間のうち、平成7年5月1日から平成8年5月31日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和58年8月1日から昭和62年11月1日まで  
② 平成7年5月1日から平成8年5月31日まで

請求期間①について、厚生年金保険の記録では、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、昭和62年11月1日となっている。しかし、私が同社に入社したのは昭和58年8月1日だったので、同日を資格取得日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②について、厚生年金保険の記録では、A社における当該期間の標準報酬月額が、実際の報酬額より著しく低額な記録となっている。当時、会社は倒産寸前の状態で、保険料を滞納しており、それを解消するために、何も分からないまま手続をしてしまったが、標準報酬月額を元の金額に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者が提出した昭和58年8月1日から昭和61年12月28日までの自身の営業日誌(ノート)及び昭和58年分から昭和62年分までの確定申告書の控えから、勤務開始時期の特定はできないものの、請求者が請求期間①当時、A社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は平成8年5月31日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も亡くなっていることから、請求者の請求期間①における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、請求者及び複数の同僚が、請求期間①当時に勤務していたと記憶している複数の者について、A社における厚生年金保険被保険者記録を確認できないことから、同社は、全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、請求者が提出した昭和 58 年分から昭和 61 年分までの確定申告書の控えには、国民健康保険料のみが記載されていることから、昭和 58 年 8 月から昭和 61 年 12 月までの給与から厚生年金保険料を控除されていなかったことが推認できる。

加えて、昭和 62 年分の確定申告書の控えには、同年 1 月分から同年 10 月分までの国民健康保険料並びに請求者が同年に A 社において厚生年金保険被保険者資格を取得（昭和 62 年 11 月 1 日）した後の同年 11 月分及び同年 12 月分の給与から控除された社会保険料（健康保険料及び厚生年金保険料）とおおむね一致する額が記載されていることから、同年 1 月から同年 10 月までの給与から厚生年金保険料を控除されていなかったことが推認できる。

また、請求者の住所地の市役所は、「現存する資料によると、請求者は、昭和 58 年 8 月 6 日及び同年 12 月 8 日の時点で国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。」と回答している。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 8 年 5 月 31 日）の後の平成 8 年 6 月 5 日付けで、請求者の当該期間の標準報酬月額が、41 万円から 9 万 2,000 円に遡って訂正されていることが確認できる。

一方、A 社の商業登記簿謄本により、請求者は、請求期間②及び減額訂正処理日において同社の取締役であることが確認できる。

また、請求者は、総務経理担当として社長と社会保険事務所（当時）に行き、社会保険料の滞納を解消する方法について社会保険事務所から指導を受け、遡及訂正に係る手続を行ったことを認めていることから、請求者は、請求期間②に係る自らの標準報酬月額の減額に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A 社の総務経理担当の取締役として、自らの標準報酬月額に係る遡及訂正処理に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。